

2019年度 九州大学基金支援助成事業

いちかわせつぞう

市川節造奨学金 募集要項

◆ 目的

経済的に極めて困窮し修学に支障が生じている学生に対して、有意義な大学生活を送り、社会に貢献する人材となるよう支援することを目的とします。

◆ 対象

対象は、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、薬学部、工学部、芸術工学部、農学部、21世紀プログラム、または共創学部の学部学生

○学部1年生

次の①・②のいずれかに該当し、日本国籍を持つ者

- ① 社会的養護を必要とする者、または、それに準じる者（※）
- ② 経済的に極めて困窮し、修学に支障が生じている者

○2年次以上の学部生

次のすべてに該当し、日本国籍を持つ者

- ・ 社会的養護を必要とする者、または、それに準じる者
- ・ 学業成績が申請時においてGPA2.5以上であること
- ・ 留年していないこと、または前年度から原級に留まっていないこと

※「社会的養護を必要とする者」とは、18歳時点で児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）、自立援助ホームに入所していた人、又は、18歳時点で里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託者のもとで養育されていた人

※「社会的養護を必要とする者」に準じる者とは、両親ともに死別または生別し、かつ、経済的に支援する者がなく、学生自身で生計を立てている人

◆ 給付人数 2名

※ 社会的養護を要する者、またはそれに準じる者を優先して採用します。

◆ 給付金額

保護者がいない者 月額10万円

保護者がいる者 月額 5万円

◆ 給付期間

- ・ 所属学部の最短修業年限まで
- ・ 初回は4～9月の6ヶ月分を給付し、以後は3ヶ月分ずつ四半期ごとに給付。

◆ 提出書類

- ① 九州大学独自奨学金 奨学生願書
- ② 「社会的養護を必要とする者」に該当する場合は、申請者が18歳時点で施設等に入所又は里親等の養育を受けていたことを証明する書類
- ③ 「社会的養護を必要とする者に準じる者」に該当する場合は、申請者本人の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ④ 学部1年生で経済的困窮により申請する場合は、所得に関する証明書（父母または家計支持者分）
「所得及び世帯に関する証明書一覧表」を参照
- ⑤ 成績証明書（1年生は提出不要）

◆ **提出期間** 2019年5月20日（月）～5月24日（金）

◆ **提出場所** 学部1年生：学務部キャリア・奨学支援課奨学金係（センター1号館2階）
学部2年生以上：所属学部の学生係

◆ **選考方法** 書類選考を行い、結果は7月下旬に申請者に学生基本メールにより通知します。

◆ **他の奨学金との併給**

- ・ 日本学生支援機構奨学金及び民間奨学財団の奨学金との併給は可能です。ただし、併給が認められない場合は、いずれかを辞退する必要があります。
 - ・ 以下の九州大学基金による支援事業との併給はできません。
 - 【奨学金】中本博雄賞修学支援奨学金、九州大学修学支援奨学金、利章奨学金
 - 【海外渡航・留学支援】学生の国際会議等参加支援、海外留学渡航支援、中本博雄賞（交換留学支援、国際会議等参加支援）
- ※山川賞との併給は可能です。

◆ **奨学生の義務**

奨学生が次の義務を履行しない場合は、奨学金の返還を求めることがあります。

- ・ 学業成績を向上させるように取組み、毎年度末に成績証明書を提出すること。
- ・ 毎年度末に1年間の大学生活を振り返り、「年度末のお便り」を提出すること。
- ・ 奨学生は学籍異動、住所変更その他重要な事項について異動があるときは、直ちに学務部キャリア・奨学支援課に届け出なければならない。

◆ **奨学金の廃止**

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、その事由の生じた月以降の奨学金の給付を取り止めることとします。また、その事由の生じた月に遡り、奨学金の返還を求めることがあります。

- ① 奨学生の学業又は資質向上に関わらない事由により休学したとき。
- ② 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき。
- ③ 各学期末の学業成績がGPA2.5未満となったとき。
- ④ 性行が奨学生としてふさわしくない状態になったとき。
- ⑤ 前条に定める奨学生の義務を履行しなかったとき。

◆ **奨学金の休止**

奨学生の学業又は資質向上に係わる事由により休学する場合は、奨学金の給付を継続することとし、奨学生からの申し出により奨学金の給付を中断し、復学後に再開することができます。

2019年5月8日 学務部キャリア・奨学支援課奨学金係
電話 092-802-5931